

令和6年度

監査の概要

大分市監査事務局監査課

I 令和6年度年間監査計画

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条1項、第2項、第4項及び第7項、大分市監査基準(令和2年監査告示第3号)に基づき、次のとおり令和6年度(以下「本年度」という。)の年間監査計画を定める

1. 基本方針

監査委員は、公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものとする。

なお、監査等の実施に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等が、予算及び議決並びに法令等に基づいて行われ、地方自治法(以下「法」という。)に定める「住民福祉の増進」、「最少の経費で最大の効果」、「組織・運営の合理化」、「規模の適正化」などの趣旨に沿っているか等について特に留意する。

2. 年間監査業務等の概要

(1) 定期監査(法第199条第1項及び第4項)

監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、財務に関する事務の執行が法令等に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、また、それらを確保するための事務処理マニュアル等が適切に整備され、かつ、そのチェック体制が整い有効に機能しているかについて、リスク及び着眼点を定めて監査を実施する。部局ごとに3回に分けて実施することとし、実施時期は4月中旬から8月上旬、11月下旬から令和7年2月下旬、1月下旬から4月中旬とする。

(2) 施設監査(法第199条第1項及び第2項)

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、児童生徒等の安全確保に留意し、物品及び施設の管理等は適正に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して実施する。

監査対象は小中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所及び認定こども園から20施設程度を選定することとし、実施時期は9月下旬から1月下旬、現地調査は11月中旬の3日間とする。

(3) 行政監査(法第199条第2項)

一般行政事務そのもの、すなわち部課等の組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等について、事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか等に着眼して実施する。

施設監査における現地調査等は行政監査として実施するものであり、定期監査においても、必要に応じて行政監査を実施するものとする。

(4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

① 財政援助団体監査

財政援助の目的に沿って事業は適切に行われているか、補助金の決定は適正に行われているか、また、その経理は適正に行われているか等に着眼して実施する。

監査対象は前年度に財政援助を受けた財政援助団体の中から選定することとし、実施時期は 8 月上旬から 11 月下旬とする。

② 指定管理者監査

施設の管理は関係法令、協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているか等に着眼して実施する。

監査対象は前年度に公の施設の管理を行った指定管理者の中から選定することとし、実施時期は 8 月上旬から 11 月下旬とする。

(5) 工事監査（法第 199 条第 4 項）

工事が適法、適切かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、当該工事の計画、設計、積算、入札、契約、施工管理等の適否について、関係職員に説明を求め設計図書等関係書類の審査を行うとともに、工事現場において施工状況等の現地調査を行う。

なお、工事の専門的知識を補完するため技術調査を外部専門機関に委託し、技術士の派遣を求めその意見を参考とすることとする。

実施時期は 11 月下旬から翌年の 2 月下旬、書類審査及び現地調査は 1 月中旬の 2 日間とする。

(6) その他監査

(1)～(5)までに掲げる監査のほか、住民監査請求等法令に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、規定による監査を実施する。

(7) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者及び上下水道事業管理者の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の毎月末における在り高について、指定金融機関等の残高証明書等と照合し、誤りのないことを確認する。

また、支払証拠書類の検査を行うとともに、毎月の収支に係る関係帳簿、書類等を照合し、計数の正否を確認する。

(8) 決算等審査

① 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査（法第 233 条第 2 項）

市長から審査に付される令和 5 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、また、計数は会計管理者及び関係部課所管の諸帳簿と符合しているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め

計数の分析を行い、財政状況を審査する。

実施時期は7月初旬から8月上旬とし、8月下旬に審査結果に併せて監査委員の意見を市長に直接提出する。

② 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付される令和5年度各事業会計（水道事業会計及び公共下水道事業会計）決算及び附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、また、計数は会計諸帳簿と符合しているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い、事業の経営成績及び財政状態を審査する。

実施時期は6月初旬から7月下旬とし、8月下旬に審査結果に併せて監査委員の意見を市長に直接提出する。

③ 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

市長から審査に付される令和5年度土地基金運用状況報告書の計数を関係書類により確認するとともに、設置目的に従い、確実かつ効率的に運用されているかについて審査する。

実施時期は7月初旬から8月上旬とし、8月下旬に審査結果に併せて監査委員の意見を市長に直接提出する。

④ 健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）

市長から審査に付される令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査する。

実施時期は7月下旬から8月上旬とし、8月下旬に審査結果に併せて監査委員の意見を市長に直接提出する。

(9) 監査対象機関の監査結果に係る措置状況等（大分市監査基準第22条2項）

監査の実効性を確保するため、監査の結果について、監査対象機関から適時措置状況の報告を求め適切な把握を行う。

II 令和5年度監査実施状況

令和5年度の年間監査計画に基づき実施した監査の状況は、次のとおりである。

1 定期監査

(1) 各課等監査

【重点項目】

- ①契約事務
- ②公有財産台帳及び備品台帳の整備状況

【監査の対象及び監査の期間】

- ①土木建築部、消防局(令和5年3月1日～令和5年7月21日)
- ②市民部(令和5年12月1日～令和6年4月19日)

2 施設監査

【監査の対象】

- ① 小学校4校
桃園、川添、こうざき、佐賀関
- ② 中学校3校
東陽、神崎、佐賀関
- ③ 幼稚園1園
桃園
- ④ 認定こども園1園
さかのせき

※宗方小、賀来中については、施設の警備状況のみ監査した。

【監査の期間】

令和5年10月23日～令和6年3月27日

【現地調査】

令和6年1月25日・26日

3 検査及び審査

(1) 例月現金出納検査

毎月実施

(2) 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

【審査の期間】 令和5年7月3日～令和5年8月8日

(3) 公営企業会計決算審査

【審査の期間】 令和5年6月1日～令和5年7月21日

(4) 健全化判断比率及び資金不足比率審査

【審査の期間】 令和5年7月20日～令和5年8月8日

(5) 基金の運用状況審査

【審査の期間】 令和5年7月3日～令和5年8月8日

4 監査対象機関の監査結果に係る措置状況の公表

(1) 定期監査

① 令和4年度 企画部・教育部（令和5年10月4日公表）

② 令和5年度 土木建築部・消防局（令和5年10月26日公表）

Ⅲ 令和5年度の住民監査請求の状況

住民監査請求件数 0件

Ⅳ 令和5年度の外部監査の状況

1 包括外部監査

(1) 包括外部監査人 川野 嘉久 (公認会計士)

(2) 監査実施期間 令和5年7月3日～令和6年3月31日

(3) 監査の対象として選定した特定の事件 (テーマ)
子育て支援事業に関する事務の執行について

(4) 監査対象年度

令和4年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、令和5年度の一部についても監査対象とした。

2 個別外部監査

監査実績なし